



# 長野県報

1月14日(木)  
令和3年  
(2021年)  
第170号

## 目 次

### 規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（園芸畜産課家畜防疫対策室） ..... 1

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定（総合政策課） ..... 1

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課） ..... 2

自然公園法に基づく国定公園事業の変更及び図書の縦覧（自然保護課） ..... 2

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課） ..... 3

長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課） ..... 3

### 公 告

総合評価一般競争入札（財産活用課） ..... 3

都市計画案の縦覧（2件）（都市・まちづくり課） ..... 5

土地改良区役員の就任の届出（農地整備課） ..... 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） ..... 5

### 規 則

### 告 示

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに  
公布します。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第1号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和58年長野県規則第43号）の一部を  
次のように改正する。

第4条中「別表第1の55の(3)」を「別表第1の55の(4)」に改め  
る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室

#### 長野県告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）  
第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

豊丘村

2 事業の種類

観光拠点施設（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県下伊那郡豊丘村大字神稻字林里地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

観光拠点施設（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）  
は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公  
共の用に供する施設に該当することから、本事業は、法第20  
条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本事業の起業者である豊丘村は、事業遂行について必要な